世帯の収入月額算出方法

入居したい方全員の年間総所得金額を対象とします。合算した世帯の総所得額から一般 控除額及びその他の特別控除額を差し引いた後、12で割った金額が「収入月額」となります。所得金額の計算方法は、以下のA・B・Cをご覧ください。

 各個人の総所得の合計
 収入月額

 158,000円以下
 ただし、高齢者世帯、障がい者世帯等及び同居者に、小学校就学前の者がある世帯にあっては214,000円以下

- (注) 1. 年間収入金額とは、例えば給与所得者の場合、前年の給料や賃金、賞与、報酬 及び時間外手当などの合計額で、所得税や社会保険料などを差し引く前の額です。 ただし、通勤手当などの非課税部分を除きます。
 - 2. 年間所得金額とは、年間収入金額から計算して求めます。
 - 3. 所得として計算しないものは、失業給付金、労災保険の各種給付金、遺族年金、 障がい者年金、仕送りなどです。

A 給与所得の計算方法

<u>給与所得とは</u>給料、賃金、報酬などの所得です。例えば会社員、店員、パート、事業 専従者などの所得をいいます。②~③の方は、下記の通り推定年間収入金額を算出し、 次ページを参考に年間所得金額を計算してください。

1	現在の勤務先に昨年1月 1日以前から引き続いて 勤務している方	昨年分(昨年1月1日から12月31日まで)の年間 総所得金額 (昨年分の源泉徴収票の給与所得控除後の金額)
2	現在の勤務先に昨年1月 2日以降に就職した方	勤務月数の総収入金額をもとに計算した推定総収入金額 金額 (別添の給与支払証明書を使用してください) 推定年間収入金額 = (収入金額-賞与)÷勤続月数×12+賞与 (月の端数は切り捨て)
3	現在の勤務先に就職して まだ1ヶ月分の給料を得 ていない方	雇用条件に基づく月額支払予定金額を12倍した、推 定総収入金額 (別添の給与支払証明書を使用してください)

①端数整理(端数を整理する)

推定年間収入金額	年間収入金額
1,618,999 円以上	端数整理しない
1,619,000 円以上 1,619,999 円以下	1,619,000 円
1,620,000 円以上 1,621,999 円以下	1,620,000 円
1,622,000 円以上 1,623,999 円以下	1,622,000 円
1,624,000 円以上 6,599,999 円以下	推定年間収入を $4,000$ で除して、小数点以下を切り捨て、これに $4,000$ を乗じる。 (例) $2,562,982$ ÷ $4,000$ = 640.7455 → 640 × $4,000$ = $2,560,000$
6,600,000 円以上	端数整理しない

推定年間収入 円 → 年間収入金額 円

②端数処理後の年間収入金額から年間所得金額を算出する。

年間収入金額	年間総所得金額(円)	⇒ 円
551,000円未満	0	
551,000円以上1,628,000円未満	年間収入金額-550,000	⇒ 円
1,628,000円以上180万円未満	端数整理後の年間収入金額×0.6+100,000	_
180万円以上360万円未満	端数整理後の年間収入金額×0.7-80,000	
360万円以上660万円未満	端数整理後の年間収入金額×0.8-440,000	
660万円以上850万円未満	端数整理後の年間収入金額×0.9-1,100,000	

B 事業所得等の計算方法

事業所得等とは 事業所得、雑所得、利子所得などの各種所得です。

サービス業、外交員、利子所得者、配当所得者、税務署等に自己申告している日雇賃金所得者などの所得です。

1	現在の事業を昨年1月 1日以前に始めた方	昨年分(昨年1月1日から12月31日まで)の年間所得金額 (昨年分の確定申告書又は市県民税申告書の控えにある 所得金額)
2	現在の事業を昨年1月2日以降に始めた方	継続して事業を営んだ月数をもとに計算した推定年間所 得金額 推定年間所得金額 = (総収入金額-必要経費) ÷事業を営んだ月数×12 (月の端数は切り捨て)



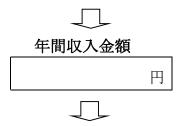
年間所得金額

C 年金所得の計算方法

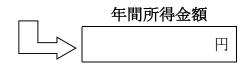
年金所得とは 普通恩給、老齢厚生年金、退職共済年金などの所得です。法令により非 課税とされている年金は含みません。

2種類以上の課税対象年金を支給されている場合は、その合計となります。

1	現在の年金を昨年1月1日以前から引き続いて受給している方	昨年分(昨年1月1日から12月31日まで) の年金支払額 (昨年分の源泉徴収票の支払金額)
2	年金を受給して1年を経過していない方(昨年1月以降に新たに年金を受給した方)	年金証書又は年金支払通知書の支払年金額



受給者の年齢	その年の年金額	年間所得金額(円)
	1,100,000円 以下	0円
	1,100,001円 以上 3,299,999円 以下	年金額 — 1,100,000
65歳以上の方	3,300,000円 以上 4,099,999円 以下	年金額 × 0.75 - 275,000
	4,100,000円 以上 7,699,999円 以下	年金額 × 0.85 - 685,000
	600,000円まで	0円
	600,001円から 1,299,999円まで	年金額 — 600,000
65歳未満の方	1,300,000円から 4,099,999円まで	年金額 × 0.75 - 275,000
	4, 100, 000円から 7, 699, 999円まで	年金額 × 0.85 - 685,000



※ 受給者の年齢区分は、その年の12月31日の年齢によります。 (1月1日生まれの方は、年齢を1歳加算してください。) AからCで計算したそれぞれの世帯員の所得を合計し、以下の方法で算出した控除額を 差し引いてください。

控除金額の計算方法

	控除種別 控除対象者		控除金額	
一般控除	同居·扶養控除	申込者本人を除く同居(又は同居しようとする)親族、及び所得税法に基づいた同居しない扶養親族	380,000円× 人= 円	
	給与所得等控除	申込者本人又は同居親族に給与所得又は公的年金等所得を有す る方	100,000 円× 人= 円 (所得額が10万円未満の場合は当該所得額)	
	老人扶養控除	扶養親族のうち年齢70歳以上の方		
	老人控除対象 配偶者控除	同一生計配偶者のうち年齢70歳以上の方	100,000円× 人= 円	
	特定扶養控除	扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の方	250,000円× 人= 円	
特	障がい者控除	申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち ア 児童相談所などから中度・軽度の知的障がい者と判定された方 イ 2級・3級の精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている方 ウ 3級~6級の身体障害者手帳の交付を受けている方 エ 戦傷病者手帳の交付を受けている人で、第四項症から第五款症 までの方 オ 年齢65歳以上で障がいの程度がア、ウと同程度であることの市町 村長の認定書を交付されている人	270,000円× 人= 円	
別控	特別障がい者控除	申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち ア 心神喪失の状況にある人 イ 精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている方で1級の方 ウ 児童相談所などから重度の知的障害者と判定された方 エ 身体障害者手帳の交付を受けている人で1級・2級の方 オ 戦傷病者手帳の交付を受けている人で、特別項症から第三項症 までの方 カ 原子爆弾被爆者のうち、厚生労働大臣の認定を受けている方 キ 年齢65歳以上で障害の程度がア、ウ、エと同程度であることの市 町村長の認定書を交付されている方 ク 常に就床を要し複雑な介護を要する方	400,000円× 人= 円	
除	ひとり親 控 除	所得者本人が現に婚姻をしていないもの又は配偶者の生死の明らかでない者で、次の要件すべてに当てはまる方ア生計を一にする子供がいる方イ合計所得金額が500万円以下である方ウ所得者本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	(所得額が35万円未満の場合は当該所得額) 350,000円	
	寡 婦 控 除	所得者本人がアからウのいずれかに該当し、かつ、(1)から(3)の要件すべてに当てはまる方ア 夫と離婚してから婚姻していない方で扶養親族がいる方イ夫と死別してから婚姻をしていない方ウ夫の生死が明らかでない方ウ夫の生死が明らかでない方(1) ひとり親に該当しない方(2) 合計所得金額が500万円以下である方(3) 所得者本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	(所得額が27万円未満の場合は当該所得額) 270,000円	

